



海藻標本の準文化財化と吉崎コレクション

北山太樹

3.11 東日本大震災では、津波で海藻の標本を収蔵した博物館施設も複数が被災し、多くの博物館関係者による懸命なレスキュー活動が行われたことは本誌でも報告した(北山 2011)。それから2年が経過して、陸前高田市立博物館の鳥羽源蔵コレクション(約300点が海藻標本)と山田町立鯨と海の科学館の吉崎誠(図1)コレクション(約1万点)については、救出・修復作業が(ごく一部にカビの発生などが起きているものの)ひとまず落ち着いた模様である。しかし、標本を収めていた標本室・標本庫が失われたうえ、現地に標本のための作業を行える余裕が人的にも経済的にも無いため、岩手県立博物館(盛岡)が両館の被災標本を保管・整理している状況である(国立科学博物館では約650点を仮保管中)。吉崎コレクションに対しては、昨年藻類絵はがきの会(代表:石川依久子)が呼びかけた募金により、まもなく岩手県立博物館へ標本保管箱が贈られる(本誌、石川先生の記事を参照)。吉崎先生が、亡くなられる5日前、「のどから手が出るほどに欲しい」(吉崎 2011)と書きのこされた標本庫がようやく実現する運びとなったことは感慨深い。タイミングをみて、収納作業を手伝いに盛岡へ参りたいと思っている。

こうしたなか、自然史の標本を「文化財」として公的に位置づけようとする動きがある。本会会員でもある馬渡峻輔先生(北海道大学名誉教授)が中心となって日本学術会議が提言を行ったもので、「自然史標本の相対的重要度を評価する公的機構を創設」し、「自然史標本を保全する法令を制定する」というものである(馬渡 2011)。これは、国宝、重要文化財、史跡などといった文化財が、被災直後から文化庁主導で迅速にレスキュー事業が開始されたのに対し、文化財ではない自然史標本は当初保護の対象とされていなかったために初動が遅れたのではないかという「教訓」に基づいている。文化庁は6月頃までには「自然史資料も含む」との公式見解を出したものの、自然史標本をそのまま単純に「文化財」とみなすのにもやはり問題(研究に供しにくくなるなど)があつて、まだ議論を重ねることが必要とされたようである。

そこで去る1月12日、馬渡先生の発案で、日本分類学会連合主催の公開シンポジウム『自然史標本の公的保護をめざして』が国立科学博物館(科博)上野本館で開催され、その可能性と問題点が議論された。筆者の受けた会場の印象では提言の基本部分について前向きな共通認識が得られていたようである。シンポジウムでは「自然文化財」もしくは「自然的文化財」という語が用いられていた。これを契機に今後、標本の準文化財化への準備が進むのではないだろうか。

筆者自身も総論で賛成である(個々の標本を評価して選別



図1. ありし日の吉崎誠先生と東邦大学藻類標本室。

を行うのは、災害時にはかえってレスキューの妨げになるように思う)。ただ、翻って己の立場をみると、文化庁が独立行政法人文化財研究所を通して文化財の救出を主導したように、科博が普段より全国各地の自然史標本を把握し、非常時には主導的に被災地の自然史標本の救済に着手できる機能を持つことができれば、「文化財化」を議論する必要がないわけで、少々複雑な思いである。自然史標本を自然史標本のままに公的な保護を講じるのはやはり難しいのであろうか。おそらく、馬渡先生の「文化財化」論の根底には科博へのご批判も少なからず含まれていたのではないかと感じた次第である。しかしながら、科博も手をこまねいていたわけではない。震災発生直後から、動物の剥製、化石、植物標本などを救うべく、科博の様々な分野の研究者が、個々の判断(そうせざるをえなかったところに問題があるのかも知れないが)で現地入りし、標本レスキュー活動を行ったことは明言しておきたい。

しかしである。そうした一人であった筆者には、現地入りを5月まで待たなければならなかった苦しい状況があつた。他にもない山田町で被災した吉崎コレクションである。当時、吉崎先生は被災後1週間以上経過した標本の救出には否定的・拒否的であつた。筆者へは「今更、カビの生えた押し葉など拾ってこないでください。そんなものをわざわざ助けるよりは、新



図2. 山田町船越地区の瓦礫場から救出された吉崎コレクションの一部。この日、山田町職員らの協力によって650枚の押し葉標本が回収された。現在は、国立科学博物館で修復が施され、一時保管されている。

しく押し葉を作った方が悪いはずです」、さらには「震災の記念になどと、決して、くれぐれも、カビが生え、色が変わってしまった押し葉標本など持ち帰らないでください。」というメールを送られていた。そのため、筆者が吉崎先生の反対を押し切って山田町を訪れることができたのは、5月に入って山田町から岩手県立博物館へレスキュー要請があつてからであつた（実際には2ヶ月後でも、3ヶ月後でも数百点単位の押し葉標本が無傷で回収できた）。しかも最初の訪問では、瓦礫場に埋もれる標本に思うように手出しすることができなかつた。標本は吉崎先生から山田町へ寄贈されたものとはいえ、実質的には多分にまだ私有財産の性格が強いコレクションといわざるをえなかつたのである。そもそも吉崎コレクション（もしくは吉崎標本室）が個人の所有物でなく大学の共有財産と位置づけられていたなら、東邦大学も標本室を廃室にしなかつた可能性が高かつたのではないだろうか。もしも馬渡先生が提唱されているような自然史標本の「自然文化財」の概念が、津波のまえに藻学界に共有されていたなら、筆者も火事場泥棒のそしりを恐れることなく、4月のうちにバールを握って迷わず標本を拾いに向かえたと思うのである。そのような意味で「準文化財化」に賛成である。

以上のことは、亡くなられる直前まで自然史標本の大切さを訴えていた吉崎先生（吉崎2012）を知る人には少し不思議に思われることかも知れない。しかし、じつは当初から吉崎先生

が保存を訴えていたのは「標本」ではなかつた。2010年6月に六本木で緊急開催された日本学術会議でも、先生は「標本」ではなく東邦大の「標本室」が如何にして山田町へ寄贈されたかについて講演されていた。科博には東邦大の標本室（標本ではない）を受け入れるスペースがないので断念し、唯一山田町が「海藻標本室を受入」れてくれたと、パワーポイントを使って述べられていた。つまり、東邦大の標本室（標本庫・コンテナや研究用の器材や机からなる部屋としての）が退職後どこにも受け入れられなかつたがために、岩手県山田町の地に新たな活路を見いだそうとしたのである。それ故、十年以上前から標本（だけ）を科博に寄贈してくれるようお願いしてもかなわなかつた（退職までの吉崎先生は東邦大での標本室存続を模索されていた）わけで、8万点はもちろんのこと、1種1点だけの寄贈の提案にもさえ同意されることはなかつた。あくまで先生は、藻類の研究が続けられる標本室そのものの移転を希望されていたのである。にもかかわらず、筆者が標本の受け入れを断つたために山田町へ運ばれて津波に流されたという誤ったストーリーが流布しているようなので、この機会を借りて弁明させていただいた。

繰り返せば、吉崎先生が真に守ろうとし、山田町に創設・維持しようとしたのは、単なる8万枚の押し葉標本などではなく、採集用具、標本製作道具、顕微鏡、文献キャビネット（これらも被災）などを備え、国内外から研究者が訪れ、町の人々も活用するような、東北地方における新しい「海藻研究の拠点」（吉崎2011）となる海藻標本室であつた。モノより人を大事にする吉崎先生らしい考え方であり、津波さえ来なければ、日本の藻学にとっても山田町の人々にとってもどんなに素晴らしいことであつただろうかと思う。

謝辞

図1の写真は吉崎俊子氏から提供していただきました。お礼を申し上げます。

引用文献

- 北山太樹 2011. 東日本大震災による岩手県での海藻標本被災状況. 藻類 59: 101-103.
- 馬渡峻輔 2011. 自然史標本が被災した—公的に保全されるべき科学の文化財—. 現代化学 (489): 30-31.
- 吉崎 誠 2011. 藻類標本8万点の損失事例報告. 学術の動向 16 (12): 40-41.
- 吉崎 誠 2012. 標本は誰のものか. 災害と生物多様性. 生物多様性 JAPAN, pp. 74-81. 東京.

(国立科学博物館)